

町田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年(2016 年)2 月 25 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

町田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年10月町田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第11号とし、同条第7号を同条第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条第5号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

（8）職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

（5）職員の休業の状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

町田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 職員の人事評価の状況</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 職員の休業の状況</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 職員の退職管理の状況</u></p> <p><u>(9) 職員の研修の状況</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</u></p> <p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 東京都市公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p> <p>(3) 略</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 東京都市公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p> <p>(3) 略</p>